

平成 19 年 10 月 26 日

各 位

会社名 株式会社三陽商会  
代表者名 代表取締役社長兼社長執行役員  
杉浦昌彦  
(コード番号 8011 東証市場第 1 部)  
問合せ先 常務取締役兼常務執行役員  
人事総務本部長  
松浦秀治  
(TEL 03-3357-5954)

### 会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為に関する対応方針 (買収防衛策) の導入について

当社は、平成19年10月26日に開催された取締役会において、当社の企業価値及び当社の株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第127条柱書に定められるものをいい、以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。)及びかかる会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(同条第2号ロ)の一つとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を全取締役の賛成により、決定し導入しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本対応方針は、特定株主グループ(注 1)の議決権割合(注 2)を 20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、特定株主グループの議決権割合が結果として 20%以上となる当社株式の買付行為、又は、議決権割合が 20%以上となる特定株主グループの組成を目的とする若しくは結果として組成となるその他の行為(いずれも、予め当社取締役会が同意したものを除きます。)に対する対応について定めたものであり、以下においては、これらの行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本対応方針に関しましては、社外監査役 3 名を含む当社監査役 5 名全員からも、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見表明がありました。

本対応方針につきましては、対抗措置を発動すべきか否かを株主総会に代わって独立委員会が検討し取締役会に勧告する権限を株主総会が独立委員会へ授権することも

含め、平成 20 年 3 月開催予定の当社定時株主総会において議案としてお諮りした上で、当社株主の皆様からのご承認をいただくことを予定しており、ご承認を得られなかった場合には、その時点で本対応方針は廃止されます。

なお、本対応方針で引用する法令の規定は、平成 19 年 10 月 26 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の改正(法令名の変更や旧法令を承継する新法令の制定を含みます。)があり、それらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令の各条項を実質的に承継する法令の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

本対応方針の概要と特徴は下記のとおりです。

## 記

### 1. 本対応方針の概要

本対応方針は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合の手続を明確にし、当社取締役会が大規模買付行為について検討するために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、当社株主の皆様へも、大規模買付行為について適切な判断を行うために必要かつ十分な情報の提供と当社代替案の提示を行い、それらを踏まえて、当社株主の皆様が適切な判断を行うために必要な一定期間が経過して初めて、大規模買付行為を開始することを認めるものとし、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を図ることを目的としております。

本対応方針に関する手続の概要は以下のとおりです。また、当該手続の流れの概要は、別紙 1 のイメージ図に記載しております。なお、かかるイメージ図は本対応方針に対する理解に資することを目的として作成された参考資料ですので、詳細については 5 頁以降をご参照下さい。

- ① 大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、当社所定の大規模買付情報を提供していただきます(当社取締役会が、提供された情報が十分であるか否かにつき判断する際、独立委員会は当社取締役会に対して助言を与えます。)
- ② 大規模買付情報の提供が完了した後、当社取締役会は 60 日間又は 90 日間の取締役会検討期間を設定し、社外監査役、外部専門家等の助言を受けながら、独立委員会からの勧告を経て当社取締役会として対抗措置の発動又は不発動を判断して公表しますが、当社取締役会が取締役会検討期間内に対抗措

置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲で取締役会評価期間を最大 30 日間延長することができるものとします。当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者と交渉を行い、また、当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

- ③ 大規模買付行為が公開買付け以外の態様による場合には、当社取締役会検討期間満了後 30 日を、当社株主の皆様が大規模買付者からの提案に応じるか否か等について適切な判断をしていただくための株主熟慮期間といたします。
- ④ 大規模買付者が大規模買付ルール(以下に定義します。)を遵守した場合、当社は、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害すると認められる場合には、対抗措置を講じることがあります。当社取締役会は、対抗措置発動の要否を検討するにあたって、原則として、株主総会から授権された独立委員会に対して諮問を行うことといたしますが、大規模買付者の提案内容や時間等を考慮した上で適切と判断した場合には、独立委員会への諮問に代えて株主総会を招集し、対抗措置発動の要否について株主の皆様の意思を直接的に確認することも選択できるものとします。かかる諮問又は選択は、原則として取締役会検討期間内に行われるものとします。
- ⑤ 当社取締役会が、対抗措置発動の要否を検討するにあたって株主総会の授権を受けた独立委員会に対して諮問した場合、独立委員会は当社取締役会に対して、対抗措置発動の要否についての勧告を行います。但し、当該大規模買付行為に対して対抗措置を発動することはできない旨の勧告を行ったものの、当該独立委員会の勧告に従うことが当社取締役の善管注意義務に違反することとなるために、当社取締役会がこれと異なる判断を行おうとする場合には、株主総会を開催し、対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程し、当該株主総会の判断に従うことといたします。
- ⑥ 当社取締役会が、対抗措置発動の要否を検討するにあたって、株主総会を開催し株主の皆様の意思を直接的に確認する方法を選択した場合、当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動についての承認に関する議案を株主総会に上程いたします。
- ⑦ 大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されなかった場合、当社取締役会は、対抗措置を講じることがあります(当社取締役会が対抗措置を発動するか否かを判断する際、独立委員会は大規模買付ルール違反の有無について当社取締役会に対して勧告を行います。)
- ⑧ 大規模買付行為に対する対抗措置については、新株予約権の無償割当てや新株の発行等のうち、その時点で相当と認められるものを選択することとしま

す。

## 2. 本対応方針の特徴

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有していると同時に、下記Ⅰ「**会社の支配に関する基本方針の内容について**」で述べた基本方針に沿うものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

- ① 本対応方針は、当社株主の皆様が大規模買付者からの提案に応じるか否かを判断するために必要な情報や時間等を確保することを可能としており、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を図ることを目的として導入されるものです。
- ② 本対応方針は、平成 20 年 3 月開催予定の当社定時株主総会において当社株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されることとなります。そのため、本対応方針の消長及び内容は、当社株主の皆様の合理的意思に依拠したものとなっております。
- ③ 当社は、本対応方針の運用に関し、当社株主の皆様のために客観的かつ合理的な判断に基づき当社取締役会に対し勧告を行う諮問機関として、株主総会の授権に基づく独立委員会を設置します。
- ④ 本対応方針に基づく対抗措置は、予め定められた客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、また、大規模買付ルールが遵守された場合の対抗措置の発動は、株主総会の決議又は株主総会から授権された独立委員会の勧告を踏まえて行われることとなっており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを十分に確保しているものといえます。
- ⑤ 本対応方針は、当社の株主総会又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができます。なお、本対応方針の有効期間は、平成 23 年 3 月に開催される当社定時株主総会后、最初に開催される取締役会の終了時点までとしています。

## 会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為に関する対応方針 (買収防衛策)

### I 会社の支配に関する基本方針の内容について

#### 1. 当社の企業理念、CSR 基本方針、経営ビジョン及び経営基本方針

当社は、当社の企業理念、CSR 基本方針、経営ビジョン及び経営基本方針について、以下のとおりに考えております。

(企業理念)

「真・善・美」を社是とし、ファッションを通じ美しく豊かな生活文化を創造し、社会の発展に貢献することを経営理念としています。

(CSR 基本方針)

ファッション製品を製造販売する事業活動を通じ、三陽商会の社会的存在意義を常に考えつつ、社会に有用な製品・サービスを提供することで、企業価値の持続的向上を追求することが、当社の社会に対する責任の基本であると考えます。事業活動の遂行においては、株主、顧客、社員、仕入先、得意先、地域社会、その他の当社に関連する全ての方々の満足と信頼を獲得することを念頭に、誠実で健全な、社会的に正しい行動をとることを基本と考えます。

(経営ビジョン)

豊かな感性と確かな品質に裏打ちされ、あらゆる世代から支持される製品・サービスを提供するファッションアパレル企業の実現を経営ビジョンとし、ファッションアパレルとしての原点を認識し、消費者満足の最大化を実現し、変革と持続的成長を目指してまいります。

(経営基本方針)

- ① コーポレート・ガバナンス体制の充実  
CSR 経営を実践し、また、執行の意思決定体制の強化、内部統制体制の強化を推進します。
- ② 消費者志向の複合サービス企業の実現  
消費者満足を最大化する商品・サービスの開発と提供を推進し、消費者を起点とした組織運営と業務フローの構築を図ります。
- ③ 事業構造の進化  
時代のニーズに沿った事業構造の構築を図り、事業領域の拡大と新規事業への継続的投資と挑戦を推進します。

当社はこのような企業理念、CSR 基本方針、経営ビジョン及び経営基本方針こそが当社の企業価値及び株主共同の利益の源泉に他ならないと考えております。

#### 2. 基本方針の内容

当社は、昭和 46 年 7 月より、株式を東京証券取引所へ上場、市場に公開しております。上場会社である以上、当社取締役会が、当社株主の皆様及び投資家の皆

様による当社株式の売買を妨げることはありません。当社取締役会といたしましては、上記1.「**当社の企業理念、CSR基本方針、経営ビジョン及び経営基本方針**」で述べた当社の企業理念、CSR基本方針、経営ビジョン及び経営基本方針を背景に、中期経営計画の推進等により、中長期的視点から当社の企業価値及び株主共同の利益の向上を目指し、これによって当社株主の皆様に長期的かつ継続的に当社の経営方針に賛同し、当社への投資を継続していただくために邁進いたしますが、大規模買付者が出現した場合、当該大規模買付者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切であるか否かの判断につきましては、最終的には当社株主の皆様の意思に委ねられるべきであると考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為又はこれに類する行為の中には、その目的・態様等から見て企業価値及び株主共同の利益を毀損するもの、大規模買付行為又はこれに類する行為に応じることを対象会社の株主に強要して不利益を与えるおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主に対し大規模買付行為又はこれに類する行為の内容や大規模買付者についての十分な情報を提供せず、取締役会や株主による買付条件等の検討や対象会社の取締役会の代替案の提案に要する十分な時間を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を妨げ、個々の株主の皆様の判断に委ねるべき前提を欠くものも少なくありません。

当社は、このように当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を妨げるような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、このような大規模買付行為に対しては、当社株主の皆様の事前の承認や、当社株主の皆様の意思決定に基づき、当社取締役会が、法令及び定款によって許容される限度において当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じるべきであると考え、これを、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

## II 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みについて

当社では、上記 I 1.「**当社の企業理念、CSR基本方針、経営ビジョン及び経営基本方針**」で述べた、当社の企業理念、CSR基本方針、経営ビジョン及び経営基本方針の下、平成18年2月策定の平成20年12月期を最終年度とする中期経営計画の推進等により当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めております。中期経営計画における事業戦略は、コア事業を強化し、また新規ブランドの開発・育成を図る「商品戦略」、百貨店得意先グループとの取組み強化に加え、新販路への積極的展開、中国等の海外事業への取組みからなる「販路戦略」、生産基盤の整備・充実、物流及び情報システムの強化・拡充、人材の強化・充実を中心とする

「ロジスティクス戦略」を3つの重点戦略としており、この中期経営計画を着実に実行していくことが当社の企業価値を向上させ、ひいては株主共同の利益の最大化に資すると考えております。

また、当社は、経営基本方針にもありますように、コーポレート・ガバナンス体制の充実に向けた取組みを経営上の最重要課題のひとつと認識しております。平成19年3月29日開催の定時株主総会より、取締役会における迅速な意思決定と業務監督機能の強化を図るため、取締役の人数を11名から6名へ減員するとともに、内1名を社外取締役といたしました。監査役につきましても社外監査役を1名増員し、常勤監査役2名、社外監査役3名の体制といたしました。内部統制体制の整備・強化につきましては、内部統制委員会及び内部統制推進室を設置し、また監査役、内部監査室とも連携し、会社法及び金融商品取引法への対応にとどまらず、業務改革の視点からも整備を強力に進めております。

### Ⅲ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社は、上記Ⅰ「**会社の支配に関する基本方針の内容について**」で述べたような会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本対応方針を決定し、導入しました。

その具体的内容は以下のとおりです。

#### 1. 大規模買付行為に関する基本的考え方

もとより、当社取締役会は、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、必ずしも対象会社の企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないと思われるものも少なくありません。そのような大規模買付行為に対しては、当社として、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上が妨げられるような事態が生ずることのないように、上記Ⅰ「**会社の支配に関する基本方針の内容について**」で述べたような基本方針に基づき、予め何らかの対抗措置を講ずる必要があると考えます。もともと、当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害する大規模買付行為以外の大規模買付行為については、それを受け入れるべきか否かの最終的な判断は、当社取締役会ではなく当社株主の皆様にご委ねられるべきものと考えております。

上記のように、大規模買付行為に対する最終的な判断が当社株主の皆様にご委ね

られるべき場合において、これに対して当社株主の皆様が適切な判断を行うためには、当社株主の皆様が十分な情報提供がなされ、かつ、熟慮に必要な十分な時間が与えられる必要があります。このような観点から、本対応方針は、大規模買付者に対して、以下に述べるような情報提供を行うこと、及び、当社株主の皆様のための熟慮に必要な時間が経過するまでは大規模買付行為を開始しないことを求めることを基本としております。

なお、上記Ⅱ「**会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みについて**」で述べた当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための取組みに鑑みれば、大規模買付者からのみならず、当社取締役会からも適切な情報提供がなされることが、当社株主の皆様が大規模買付行為の買付対価をはじめとした諸条件の妥当性等を判断する上で、役立つものと考えられます。このような観点から、当社取締役会としては、当社株主の皆様がより適切な判断を下せるよう、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報提供を求め、かかる情報提供がなされた後、当社取締役会においてこれを評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表いたします。そして、当社取締役会が必要と判断した場合には、当社取締役会は大規模買付者との交渉や当社株主の皆様への代替案の提示を行うこととします。

当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の基本的な考え方を具体化した一定の合理的なルールに従って進められることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考え、以下のとおり当社株式の大規模買付行為に関するルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。そして、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当該ルールの違反のみをもって、一定の対抗措置を講じることができることといたします。上記の基本的な考え方に照らし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないこと自体が、当社株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報と時間の確保に対する脅威であり、当社株主共同の利益を損なうものと考えられるからです。また、当該ルールを予め設定し透明性を図ることは、当該ルールを設定していない場合に比して、大規模買付者の予見可能性を確保し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うような大規模買付行為に対してまで萎縮的効果を及ぼしこれを制限してしまう事態を、未然に防止できることにもなると考えております。

なお、現在当社は、買収の具体的な脅威に晒されているわけではありません。

また、平成 19 年 6 月 30 日現在の当社の大株主の状況は、別紙 2 記載のとおりです。



## 2. 大規模買付ルールの目的と内容

### (1) 大規模買付ルールの目的

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社の企業価値及び株主共同の利益を保護するという観点から、当社株主の皆様に対して、このような買付行為を受け入れるか否かの評価・検討に必要な大規模買付者からの情報及び当社取締役会による評価・検討に基づく意見を提供し、さらに場合によっては、当社株主の皆様が当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を保障するとともに、当社株主の皆様に対して、熟慮に必要な時間を確保するものであり、これにより当社株主の皆様が適切な判断をできるようにすることを目的としています。

大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、下記 **4.「大規模買付ルールが遵守されなかった場合」**に定める対抗措置を講じることがあります。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、下記 **3. (2)「大規模買付行為が当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害すると認められる場合の取扱い」**に定めるように、当該大規模買付行為が当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害すると認められる場合には、対抗措置発動の要否の検討に際して、独立委員会への諮問及び独立委員会からの勧告を経た上で、又は株主総会のご承認をいただいた上で、当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

これらの対抗措置により、結果的にこの大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に、経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。

### (2) 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールは、大規模買付行為が開始される前に、大規模買付者に対して、当社取締役会に対する十分な情報提供を要求し、それに基づき当社取締役会がその買付行為の評価・検討を行った上で、それらを踏まえて当社株主の皆様が適切な判断を行うために必要な一定期間が経過して初めて、大規模買付行為を開始することを認める、というものです。

なお、前述のとおり、特定株主グループの議決権割合を 20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為や、特定株主グループの議決権割合が結果として

20%以上となる当社株式の買付行為、又は、議決権割合が 20%以上となる特定株主グループの組成を目的とする若しくは結果として組成となるその他の行為であっても、予め当社取締役会が同意したものについては、大規模買付行為には該当しませんが、(ア)当社取締役会による当該同意の前提となった事実関係に変動が生じ、又は(イ)当該事実が真実ではないことが当社取締役会により認識された結果、当社取締役会が当該同意を撤回した場合には、(ア)の場合には当該同意の撤回時点から、(イ)の場合には当初の買付行為の時点から、当該買付行為について、大規模買付行為に準じるものとして、本ルールが準用されることとします。なお、当社取締役会が当該同意を撤回するにあたり、当社取締役会が必要と認めた場合には、独立委員会の助言を得ることができることとします。

大規模買付ルールの内容は以下のとおりです。

#### ① 独立委員会の設置

当社は、大規模買付ルールに則った一連の手続の進行に関する客観性及び合理性を担保するため、並びに、大規模買付ルールが遵守された場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために相当と考える方策を講じる場合において、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するために、当社の常設機関として、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置します。独立委員会は、下記(ウ)記載のとおり、取締役会に対して、対抗措置発動の要否について勧告を行う場合がありますので、平成 20 年 3 月開催予定の当社定時株主総会に上程予定の本対応方針にかかる議案において、大規模買付者又はその関連者による経営支配権の取得に伴い、当社の企業価値が毀損され、会社の利益ひいては株主の共同の利益が害されることになるか否か、また、対抗措置が衡平の理念に反し、相当性を欠くものではないか、ひいては対抗措置を発動すべきか否かを独立委員会が株主総会に代わって検討し取締役会に勧告する権限を株主総会から独立委員会に授権する旨をあわせてご承認いただく予定にしております。

かかる独立委員会の構成員数は 3 名以上 5 名以内とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務又は当社の業務領域に精通している者、社外の経営者の中から、選任されるものとします。

当社は、平成 19 年 10 月 26 日の取締役会において、4 名の独立委員を指名することを決議いたしました。なお、上記 4 名の略歴は、別紙 3 記載のとおりであります。

具体的には、独立委員会は、以下の役割を担います。

- (ア) 下記③「**大規模買付情報の提供とその公表**」に関して、大規模買付者から提供される情報が十分であるか否かを当社取締役会が判断する際に、当社取締役会に対して助言を与えます。
- (イ) 下記④「**取締役会検討期間の設定**」に関して、取締役会検討期間を延長するか否かを当社取締役会が判断する際に、当社取締役会に対して、延長の可否についての勧告を行います。
- (ウ) 下記 3. (2)「**大規模買付行為が当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害すると認められる場合の取扱い**」に関して、大規模買付行為が当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害することになり、これに対して対抗措置を発動すべきかを検討するにあたって、取締役会が独立委員会への諮問を選択した場合には、当社取締役会に対して、大規模買付者又はその関連者による経営支配権の取得に伴い、当社の企業価値が毀損され、会社の利益ひいては株主共同の利益が害されることになるか否か、また、対抗措置が衡平の理念に反し、相当性を欠くものではないか、ひいては対抗措置を発動すべきか否かについての勧告を行います。
- (エ) 下記 4.「**大規模買付ルールが遵守されなかった場合**」に関して、取締役会から諮問がなされた場合には、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されたか否かを当社取締役会が判断するにあたり、当社取締役会に対して、大規模買付ルールの違反の有無についての勧告を行います。
- (オ) 下記 6. (1)「**大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等**」に関して、当社取締役会が対抗措置の発動を中止するか否かを判断するにあたり、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を維持することが相当か否かについての勧告を行います。

なお、独立委員会の判断の適切性及び合理性を確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は定期的に委員会を開催し、中期的な経営戦略の進捗状況をはじめ、当社の経営状況について当社取締役から報告を受けることとします。

## ② 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規

模買付ルールに従う旨の誓約文言等を日本語で記載した表明書(以下「意向表明書」といいます。)を提出していただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を、日本語で明示の上、代表者の記名押印及び代表者の資格証明書を添付していただきます。

### ③ 大規模買付情報の提供とその公表

当社がかかる意向表明書を受領した後 10 営業日以内に、当社取締役会は、当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供していただく情報(以下「大規模買付情報」といいます。)のリスト(かかるリストは日本語によります。)を大規模買付者に交付し、速やかに当該リストに記載された情報を、日本語で提供していただくこととします。なお、独立委員会の助言を得て、提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると当社取締役会が判断した場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供していただくことがあります。大規模買付情報の項目は、以下のとおりです。

- (ア) 大規模買付者及びそのグループ(主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関連会社を含み、ファンドの場合は主要な組合員、出資者(直接・間接を問いません。))その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。)の概要(具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容、役員の名前及び略歴、事業内容並びに当社事業と同種の事業についての経験に関する情報等を含みます。)
- (イ) 大規模買付行為の目的、方法及び内容(買付対価の価額・種類・内容、買付けの時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為完了後、当社が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性並びに過去の買収及び買付行為の履歴等を含みます。)
- (ウ) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- (エ) 大規模買付行為にかかる買付けの対価の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付け等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。)
- (オ) 大規模買付行為にかかる買付けの資金の裏付け(当該資金の提供者(実質的提供者を含みます。なお、実質的提供の判断にあたっては直接又は間接を問いません。))の具体的名称その他の資金提供者概要、調達方法、関連する

取引の内容を含む。)

- (カ) 大規模買付行為の完了後に意図する当社の経営方針、事業計画(資金計画、投資計画、資本政策、配当政策及び資産活用等)
- (キ) 当社の企業価値及び株主共同の利益を持続的に向上させるための特許、ブランド等の活用施策及びその根拠
- (ク) 大規模買付行為完了後における当社の顧客、取引先、従業員、地域関係者その他の利害関係者への対応方針
- (ケ) 大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者又は過去に有していた者が含まれていないか(含まれている場合にはその概要を含む。)等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として適切であるかの判断に必要な情報
- (コ) その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報について、当社株主の皆様への判断のために必要であると認める場合には、適切と判断する時点で、当社株主の皆様に対して、その全部又は一部を公表するものとします。また、独立委員会は必要に応じて、当社取締役会に対して、大規模買付者から提供された情報を提供するように要請することができ、当該要請があった場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報を独立委員会に対して提供するものとします。

#### ④ 取締役会検討期間の設定

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間(対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)又は90日間(上記以外の大規模買付行為の場合)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会検討期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。取締役会検討期間中、当社取締役会は社外監査役、外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を経て当社取締役会として対抗措置の発動又は不発動を判断して公表します。また、当社取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会検討期間内に下記 3. (3)「**独立委員会への諮問**」記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会検討期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情

がある場合、独立委員会に対して、取締役会検討期間の延長の必要性及び理由を説明の上、その可否について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、取締役会検討期間を延長する旨及び延長期間を決定することができます。但し、取締役会検討期間の延長は、大規模買付者の提供した情報の評価・検討や、大規模買付者との交渉、代替案の立案等に必要と認められる範囲で、かつ、30 日間を超えない範囲に限られるものとします。また、当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決定した場合、当社は決定された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を直ちに当社株主の皆様にご公表いたします。

#### ⑤ 株主熟慮期間の設定

市場内での買付け等、公開買付け以外の態様による大規模買付行為については、金融商品取引法の定める公開買付け期間の規制が及ばないため、取締役会検討期間経過後、直ちに大規模買付行為が実行された場合には、当社株主の皆様が、大規模買付行為に対する当社取締役会の意見や代替案等を十分に考慮の上、適切な判断をするための熟慮に必要な時間が確保されない可能性があります。そこで、大規模買付行為が、公開買付け以外の態様によるものである場合には、取締役会検討期間満了後の 30 日を、当社株主の皆様が、大規模買付者から提供された情報及びこれをもとにした当社取締役会の意見や代替案等を考慮して、大規模買付者からの提案に応ずるか否か等について適切な判断をしていただくための株主熟慮期間といたします。

下記⑥「大規模買付行為の開始可能時期」に定めるとおり、株主熟慮期間中は大規模買付行為は開始されませんので、当社株主の皆様において、当該大規模買付行為が当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害すると判断される場合には、大規模買付行為の開始に先立ち、会社法その他の法律及び当社定款により認められている権利を行使いただくことが可能となります。なお、当社株主の皆様において、株主熟慮期間中に、会社法第 297 条に従って対抗措置発動を目的とする株主総会の招集を請求される場合、当社は原則としてこれに応じるものとします。かかる株主総会が招集される場合、下記 3. (4)「株主総会の開催」及び(5)「大規模買付行為の開始可能時期」の適用があるものとします。

#### ⑥ 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付者は、公開買付けによる大規模買付行為である場合には取締役会検討期間が経過するまで、公開買付け以外の態様による大規模買付行為である場合には取締役会検討期間及び株主熟慮期間の双方が経過するまで、大規模買付行為を開始してはならないものとします(但し、下記 3. (4)「株主総会の開催」に定める

確認総会議決権基準日の公告がなされた場合は、大規模買付行為の開始までに、株主総会において対抗措置の発動が否決されていることも必要となります。)。上記に反して大規模買付者が大規模買付行為を開始した場合、当社取締役会はそのことのみをもって対抗措置を講じることができるものとします。

### 3. 大規模買付ルールが遵守された場合

#### (1) 原則的な取扱い

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社は、仮に当該大規模買付行為に反対の意向であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や代替案の提示により、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見や代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

#### (2) 大規模買付行為が当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害すると認められる場合の取扱い

もともと、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主の共同の利益を害すると認められ、かつ、対抗措置を採ることが相当と認められる場合には、当社は、株主総会又は取締役会の決議を経て、適切と判断する時点において、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために、下記 5.「対抗措置の具体的内容」に記載の相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

具体的には、以下の①ないし⑩の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害すると認められる場合に該当するものと考えます。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っていると思われる場合(いわゆるグリーンメーラー)
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社の株式の買付けを行っていると思われる場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社

等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買付けを行っている」と判断される場合

- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高価売り抜けをする目的で当社の株式の買付けを行っている」と判断される場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件(買付対価の価額・種類・内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限られません。)が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると判断される場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合(但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではありません。)
- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、取引先、従業員、地域関係者その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損が予想される場合
- ⑧ 大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の中長期的な将来の企業価値が、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の中長期的な将来の企業価値と比べて向上しないと判断される場合
- ⑨ 大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合
- ⑩ その他、①ないし⑨に準ずる場合で、当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害すると認められる場合

当該大規模買付行為が当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害すると認められるか否かの検討及び判断にあたって、当社取締役会は、当該大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づいて、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容(目的、方法、対象、買付対価の価額・種類・内容等)や当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を検討します。その検討及び判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、原則として取締役会検討期間内に、株主総会から授権された独立委員会への諮問を行うことといたします。但し、大規模買付者の提案内容や時間等



を考慮した上で取締役会が適切と判断した場合には、独立委員会への諮問に代えて株主総会を招集し、対抗措置発動の要否について株主の皆様の意思を直接的に確認することもできるものとします。したがって、以上の①ないし⑩の類型に該当し対抗措置を講じることが相当か否かについては、必ず独立委員会の勧告又は株主総会における意思確認を経て決定されることとなります。

### (3) 独立委員会への諮問

当社取締役会が、対抗措置を発動すべきか否かの検討にあたって独立委員会へ諮問することを選択した場合、独立委員会は、当社取締役会に対して、大規模買付者又はその関連者による経営支配権の取得に伴い、当社の企業価値が毀損され、会社の利益ひいては株主共同の利益が害されることになるか否か、また、対抗措置が衡平の理念に反し、相当性を欠くものではないか、ひいては対抗措置を発動すべきか否かについての勧告を行います。当社取締役会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害すると認められるか否かの検討及び判断にあたり、その勧告を最大限尊重することといたします。

但し、独立委員会が、当該大規模買付行為は当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害するとは認めるに至らず、対抗措置を発動することはできない旨の勧告を行ったものの、当該独立委員会の勧告に従うことが当社取締役の善管注意義務に違反することとなるために、当社取締役会がこれと異なる判断を行おうとする場合には、当社取締役会は株主総会を招集し、当該株主総会の判断に従うものとしたします。かかる場合の株主総会は、下記(4)「**株主総会の開催**」の手續に沿って開催されます。

なお、独立委員会は、大規模買付行為が当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害するとは認められないと判断し、一旦、対抗措置を発動することはできない旨の勧告を行った場合であっても、当該勧告の前提となった事実関係に変動が生じ、又は当該事実が真実ではないことが独立委員会に認識された結果、当該大規模買付行為が上記(2)①ないし⑩の類型のいずれかに該当するなど、当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害すると認められると判断されるに至った場合には、当社取締役会に対し、対抗措置を発動することができる旨の勧告を改めて行うことができるものとします。

また、独立委員会は、大規模買付行為が当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害すると認められると判断し、一旦、対抗措置を発動することができる旨の勧告を行った場合であっても、(ア)大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為が実行されなかった場合、又は、(イ)

当該勧告の前提となった事実関係に変動が生じ、又は当該事実が真実ではないことが独立委員会に認識された結果、当該大規模買付行為が上記(2)①ないし⑩の類型のいずれにも該当しないなど、当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害するとは認められないと判断されるに至った場合には、当社取締役会に対し、対抗措置の発動の中止等の勧告を改めて行うことができるものとします

#### (4) 株主総会の開催

当社取締役会が、対抗措置を発動すべきか否かの検討にあたって株主総会の開催を選択した場合、当社取締役会は、速やかに、当社定款の定める公告方法に従って、当該株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するための基準日(以下「確認総会議決権基準日」といい、確認総会議決権基準日は、当該公告の日から 30 日以内の日とします。)を設定し、確認総会議決権基準日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主をもって、当該株主総会において議決権を行使することのできる株主とします。

当社取締役会は、確認総会議決権基準日から 90 日以内に、当該株主総会を開催し、大規模買付行為に対する対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程いたします。当該株主総会の結果は、その決議後速やかに開示するものといたします。

#### (5) 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付者は、確認総会議決権基準日の公告がなされた場合、当該株主総会において対抗措置の発動が否決されるまで、大規模買付行為を開始することとはできないものとします(但し、上記 2.(2)④「取締役会検討期間の設定」及び⑤「株主熟慮期間の設定」記載のとおり、公開買付けによる大規模買付行為である場合には取締役会検討期間が、公開買付け以外の態様による大規模買付行為である場合には取締役会検討期間及び株主熟慮期間の双方が、大規模買付行為の開始までに経過していることも必要となります。)。上記に反して大規模買付者が大規模買付行為を開始した場合、当社取締役会はそのことのみをもって対抗措置を講じることができるものといたします。

#### 4. 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されなかった場合(提供された情報が不十分な場合を含みます。)には、当社取締役会は、下記 5.「対抗措置の具体

**的内容**」に記載の相当と認められる対抗措置を講じ、大規模買付行為に対抗することがあります。なお、大規模買付行為に対抗するにあたり、当社取締役会が必要と認めた場合には、上記 3.「**大規模買付ルールが遵守された場合**」に準じて、独立委員会へ諮問又は株主総会を開催することができることといたします。この場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告が行われた場合には、当該勧告を最大限尊重するものとし、また、株主総会が開催された場合には、当該株主総会の決議を遵守するものいたします。

## 5. 対抗措置の具体的内容

当社が、当社株主総会又は取締役会の決議を経て本対応方針に基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当てや新株の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める措置とし、具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとします。

こうした対抗措置により、大規模買付者に、株式の経済的価値の希釈化などの経済的損害、議決権割合の低下、議決権行使に関する不利益等を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。

また、公開買付け制度を利用する大規模買付者は、不測の損害を被ることがないように、対抗措置が講じられた場合に公開買付けを撤回できるように処置する等、関係法令に従って予め所要の手当を講じておくように注意喚起をいたします。

なお、当社取締役会が具体的措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の新株予約権の概要は、**別紙 4** 記載のとおりとします。また、当社株主総会が新株予約権の無償割当てを行う場合には、**別紙 4** 記載の事項に必要な修正を加えた内容の新株予約権とすることができるものとします。

## 6. 株主・投資家に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することで、当社株主の皆様が大規模買付行為への対応の熟慮に必要な情報及び時間を確

保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、提供された十分な情報と時間のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

従いまして、大規模買付ルールの設定は、情報と時間が十分に提供されないままに株主及び投資家の皆様が判断を強いられることを回避するものであって、当社の企業価値及び当社の株主共同の利益に資するものと考えております。

なお、対抗措置を発動する手続を開始した後に、当該対抗措置を発動することが相当でないと考えられる状況に至ったときは、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、かつ、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ることにしますが、これらを考慮した結果として、当該対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合には、当該対抗措置の発動を中止することがあります。具体的には、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、新株予約権の無償割当てを中止し、又はすでに割り当てた新株予約権の全部を無償取得することがあります。その場合には、当社株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。また、当社が新株予約権の無償割当て以外の方法による対抗措置を発動する手続を開始した後に当該対抗措置の発動を中止した場合にも、対抗措置が発動されることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

## (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、及び大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害すると認められる場合には、当社は、株主総会又は取締役会の決議を経て、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様(当該大規模買付者を除きます。)が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。また、当社が具体的対抗措置を講じることを選定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合に、当社株主の皆様において必要となる手続は特にありません。但し、名義

書換未了の当社株主の皆様におかれましては、新株予約権の無償割当てを受けるためには、別途当社が決定し公告する新株予約権無償割当ての基準日までに、名義書換を完了していただく必要があります。また、新株予約権の行使につきましては、新株を取得するために所定の期間内に所定の金額の払込みをしていただく必要があります。手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を無償割当てすることとなった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

## 7. 本対応方針の有効期間並びに継続、廃止及び変更

本対応方針につきましては、平成 20 年 3 月開催予定の当社定時株主総会において議案としてお諮りした上で、当社株主の皆様からのご承認をいただくことを予定しておりますが、株主の皆様のご承認を得られなかった場合には、その時点で本対応方針は廃止されます。

当社株主の皆様のご承認をいただいた場合、本対応方針の有効期間は、平成 23 年 3 月に開催される当社定時株主総会后、最初に開催される取締役会の終了時点までとします。但し、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、又は②当社の取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。従って、本対応方針は、当社株主の皆様のご意向に従って随時これを廃止させることが可能です。

また、当社は当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本対応方針を見直し、又は変更する場合があります。

本対応方針の廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って、適時適切に当社株主の皆様に対して開示いたします。

## IV 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有していると同時に、上記 I「会社の支配に関する基本方針の内容について」で述べた基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

- ① 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当該大規模買付行為に対する当社取締役会の意見や当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものです。

- ② 株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、平成 20 年 3 月開催予定の当社定時株主総会において、本対応方針を議案としてお諮りして当社株主の皆様の意思を確認させていただくこととし、当社株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、その時点で本対応方針は廃止されることとなります。そのため、本対応方針の消長及び内容は、当社株主の皆様の合理的意思に依拠したものとなっております。

さらに、上記Ⅲ3. (4)「株主総会の開催」のとおり、取締役会の選択により株主意思の確認手続として株主総会が開催される場合には、対抗措置の発動は、当社株主の皆様の直接の意思に依拠することになりますし、また、上記Ⅲ3. (3)「独立委員会への諮問」のとおり、取締役会が独立委員会への諮問を選択した場合も、株主総会から授権された独立委員会が対抗措置発動の要否を取締役に勧告するものです。

- ③ 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本対応方針の運用に関し、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社株主の皆様のために客観的かつ合理的な判断に基づき、当社取締役会に対し勧告を行う諮問機関として、株主総会から授権された独立委員会を設置します。

また、独立委員会の委員は 3 名以上 5 名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の業務執行を行う経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務又は当社の業務領域に精通している者、社外の経営者の中から、株主総会の承認を得て選任されます。

- ④ 合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、上記Ⅲ3. (2)「大規模買付行為が当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害すると認められる場合の取扱い」記載のとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動

を防止するための仕組みを十分に確保しているものといえます。

⑤ 取締役の恣意的判断防止のための措置

本対応方針においては、取締役会は上記Ⅲ2. (2) ①「**独立委員会の設置**」記載のとおり、株主総会の意思を直接確認し、又は、株主総会から授権された独立委員会の勧告を最大限尊重するように設定されております。このように、大規模買付ルールが遵守された場合の対抗策の発動について、Ⅲ3. (2)「**大規模買付行為が当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害すると認められる場合の取扱い**」記載のとおり、対抗措置の発動は当社株主の皆様のご直接又は間接の意思に基づきなされるものであり、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ7.「**本対応方針の有効期間並びに継続、廃止及び変更**」に記載のとおり、本対応方針は、当社の株主総会又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされておりますので、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

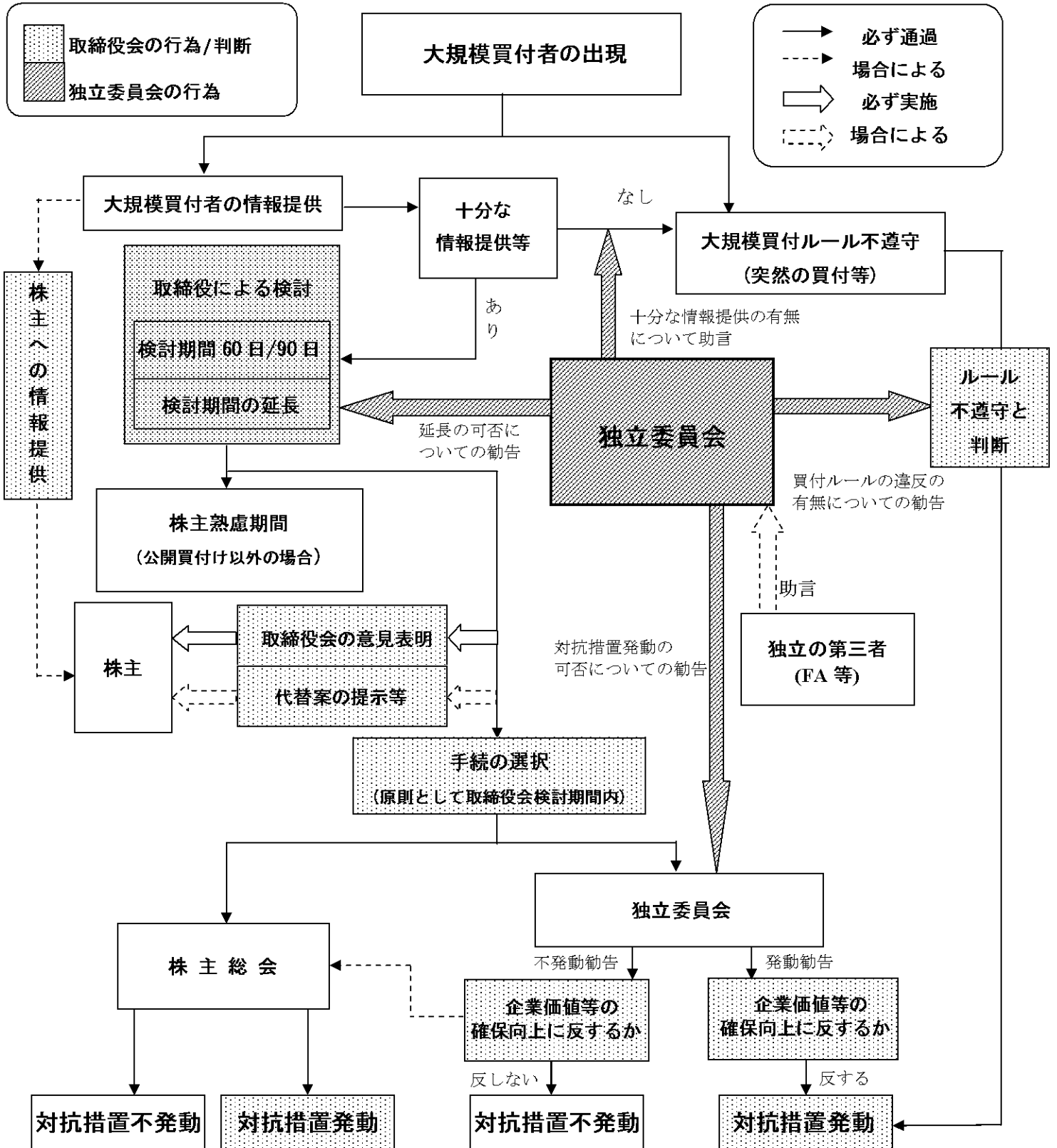
また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

注1： 特定株主グループとは、当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。)又は買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者とその共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)及び特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2： 議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式から、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式にかかる議決権数とします。

以 上

大規模買付ルールイメージ図



上図は本対応方針及び大規模買付ルールの理解に資することを目的として、代表的な手続の流れを図式化したもので、必ずしも全ての手続を示したものではありません。詳細については本文を御覧下さい。



## 当社大株主の状況(平成 19 年 6 月 30 日現在)

	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	14,631,000	10.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	12,430,000	9.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井アセット信託銀行再信託分・三井物産株式会社退職給付信託口)	7,578,000	5.56
三菱商事株式会社	6,969,730	5.12
株式会社伊勢丹	3,923,378	2.88
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	3,606,454	2.65
株式会社みずほコーポレート銀行	3,580,796	2.63
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託 B 口)	3,492,000	2.56
株式会社サンウェルネス	3,234,369	2.37
住友信託銀行株式会社	3,000,000	2.20

## 独立委員会委員の氏名及び略歴

氏名	略歴	
住田 邦生	昭和 52 年 4 月 昭和 54 年 4 月 平成 11 年 4 月 平成 12 年 4 月  平成 19 年 3 月	司法研修所入所 東京地方検察庁検事 弁護士登録、第一東京弁護士会入会 西村総合法律事務所(現西村あさひ法律事務所)入所(現任) 当社取締役(現任)
高橋 正治	昭和 27 年 4 月 平成 5 年 6 月 平成 7 年 6 月 平成 10 年 12 月 平成 14 年 3 月	第一物産(株)(現三井物産(株))入社 同社代表取締役副社長 同社顧問 同社退任 当社監査役(現任)
杉山 茂八	昭和 47 年 3 月 平成 14 年 6 月 平成 16 年 3 月	公認会計士登録 住友重機械工業(株)監査役 当社監査役(現任)
若松 壽一	昭和 42 年 4 月 平成 6 年 6 月 平成 13 年 8 月  平成 17 年 1 月 平成 19 年 3 月	(株)三菱銀行入行 同社取締役総務部長 (株)東京三菱キャッシュワン取締役社長 (株)DC キャッシュワン常任監査役 当社監査役(現任)

## 新株予約権の概要

### 1. 新株予約権の割当て方法(新株予約権無償割当て)

会社法第 278 条及び第 279 条の規定による新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議(以下「新株予約権無償割当て決議」という。)において定める割当ての基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有株式(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。)1 株につき新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

### 2. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。なお、当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

### 3. 新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当ての効力発生日は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

### 4. 新株予約権の目的となる株式の種類

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

### 5. 新株予約権の目的となる株式の総数

- (1) 新株予約権 1 個あたりの新株予約権の目的となる株式の数(以下「対象株式数」という。)は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から新株予約権無償割当て決議時点における発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。)を控除した数を上限とする。

## 6. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込みをなすべき額は新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める 1 円以上の額とする。

## 7. 権利行使期間

新株予約権の行使期間については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。

## 8. 譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

## 9. 行使条件

特定株主グループ(議決権割合が 20%以上のものに限る。以下同じ。)に属する者又は特定株主グループに属する者になろうとする者(但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社の株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。以下「特定株主等」と総称する。)ではないこと等を行使の条件として定める。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

## 10. 取得条項

- (1) 当社は、大規模買付者による大規模買付ルール違反その他の一定の事由が生じること又は当社取締役会が別途定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議に従い、新株予約権の全部又は特定株主等以外の株主(以下「一般株主」という。)が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を付すことができるものとする。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。
- (2) 前項における取得の対価は、原則として、一般株主が所有する新株予約権の取得については、当該新株予約権 1 個につき対象株式数と同数の当社普通株式(以下「交付株式」という。)とし、特定株主等が所有する新株予約権の取得については、当該新株予約権 1 個につき交付株式の当該取得時における公正

な価格に相当する価値の現金その他の財産、社債若しくは新株予約権付社債、当該新株予約権に代わる新たな新株予約権、又は交付株式以外の当社株式とすることができる。

## 11. 無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

以 上